

◀ 外交員報酬の源泉徴収

Q : 当社では、外交員に対して、最低保障の固定給を払っていますが、源泉の取扱いはどのようになりますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

外交員に支払う報酬等は、次のように取り扱われます。

- ① その報酬等が職務を遂行するために必要な旅費とそれ以外の部分とに明らかに区分されている場合は、非課税とされる旅費に係る部分は非課税となり、それ以外の部分は給与となります。
- ② ①以外の場合で、その報酬等が、いわゆる固定給とそれ以外の部分とに明らかに区分されているときは、固定給は給与となり、それ以外の部分は外交員報酬となります。なお、この場合の固定給には、一定期間の販売成績等によって自動的にその額が決まるもの及び格付けされる資格等に応じてその額が決まるものは含まれません。
- ③ ①及び②以外の場合で、その報酬等の支払いの基となる役務を提供するために要する旅費等の費用の額の多寡その他の事情を総合勘案して、給与等と認められるものについては、その額が給与等となり、その他のものについてはその総額が外交員報酬となります。

源泉は、それぞれの所得に応じて源泉徴収することになります。

